

ニセコ町片山町長による「ニセコ町のまちづくり」を聴いて

小西 信義 公益社団法人 日本都市計画学会 北海道支部

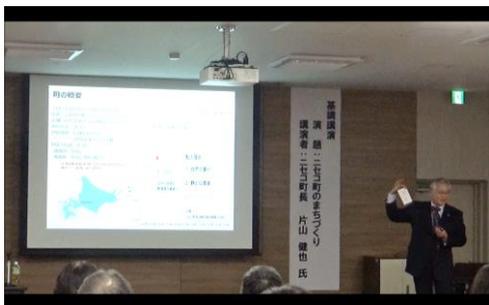
1. はじめに

北海道支部では、令和元年11月16日（土）に支部研究発表会を開催し、ニセコ町片山健也町長に「ニセコ町のまちづくり」と題し、基調講演をいただきました。

2. ニセコ町のまちづくり

（1）ニセコに移住した理由

北海道ニセコ町は人口 5.1 千人ほどの町で、現在は横ばいもしくは微増傾向にあるとのこと。移住者にも恵まれ、移住理由としては自然の豊かさや静かな環境といった理由に加え、「ニセコだから」という町の評判で移住を決める方もいらっしゃることを指摘されました。そして、町長は胸元から一冊の冊子を出します。『ニセコ町まちづくり基本条例』です。「町の憲法」は町の風通しを良くするだけではなく、町の評判を高め、移住理由ともなるのです。



胸元からは『ニセコ町まちづくり基本条例』が。

（2）わたしたちのまちの「憲法」づくりへ

現在、拡大経済の行き詰まり、経済・教育格差、地球環境問題といった世界規模で解決すべき問題が山積みです。その中、町でできることは、ニセコを開拓した有島武郎の相互扶助精神を思い出し、まちづくりを進めていくことだと町長は主張します。

そこで、町長は公益・公開・公正を基調とした自治体の在り方を目指すべく、多くの改革を進めました。例えば、職員の採用方法を見直し、研修に厚みを持たせ、職員ひとりひとりが世界の情勢を見極め、町民を的確にサポートできる職員となることを目指した改革。また、すべての会議を公開原則とし、町財政を「見える化」する町民参加型の「財政民主主義」の体現。96年から現在 177 回も開催された「まちづくり町民講座」を通し、職員は町長の補助機関ではなく、住民に自ら政策を語るスキルを身に付けていきました。

そして、スキルを高める職員に呼応し、住民もまたニセコビュープラザでの物販や町立図書館運営の参画などまちづくりに積極的に関与してくれるようになりました。

これらの情報公開・住民参加のまちづくりが町の当たり前となるよう、全国初の自治基本条例を策定するまでに至りました。今では、ニセコ町の取組が全国の自治体経営の参考となるまでに成熟しています。



情報共有と住民参加の原則が「まちの憲法」として結実（発表資料から引用）

3. 「SDGs 未来都市」ニセコ町

（1）ニセコ町の環境政策

現在のニセコ町の重要施策もお話いただき、そのひとつとして環境政策が挙げられました。例えば、過度な開発を防ぎ、ニセコの環境を守るため、条例を駆使し外国資本による大規模開発を規制。将来町内のすべてのエネルギーを再生可能エネルギーで賄うことを目標としております。水資源や景観資源といった自然環境を守るため、自治立法権をどれだけ駆使していくかが問われる時代となっていくでしょう。

（2）ニセコ町の観光施策

ニセコ町はパウダースノーで世界的知名度があります。しかしながら、バックカントリースキーは雪崩事故のリスクもあります。そのため、雪氷研究者と協働で深雪エリアへの立ち入りルールを定め、世界中のスキーヤーが安心してニセコ観光を楽しめる環境づくりを行ってきました。

このように、ニセコの自然環境を守るため、環境・観光分野においても適度に規制をかけながら、良質な環境を提供し続けることも怠りません。すべては羊蹄山麓特有の景観と環境を守りながら持続可能なまちづくりを進めていくことに本質があるのです。